

が廃止となり一時的に増加していた議員共済給付費の負担も減額となったため、6314万円(15.4%)の減となっています。

◎民生費は、子ども手当が制度改正に伴い約6億5000万円減額となつていますが、生活保護費や障害者介護給付費、国民健康保険事業特別会計および介護保険特別会計等への繰出金などの社会保障費全般が年々増加しており9821万円(0.7%)の増となっています。

◎土木費は、公園や道路の放射能対策の実施や、布佐駅南側まちづくり事業の開始、新木駅自由通路(エレベーター・エスカレーター設置)工事への着手、公共下水道事業特別会計で行う下水道施設の災害復旧や若松地区排水ポンプ整備および布佐ポンプ場築造に伴う繰出金の増加などにより、5億4585万円(16.1%)の増となっています。

◎教育費は、平成24年度に予定していた4校(我孫子第一小学校、我孫子第四小学校、湖北小学校、高野山小学校)の小学校屋内運動場大規模改修事業と我孫子第二小学校の児童増加に伴う校舎増築事業は、平成23年度の補正予算により前倒しで措置しましたが、小・中学校19校の建物も含めた放射線量低減対策を行うため、3億4864万円(9.9%)の増となっています。

◎東日本大震災の復旧・復興
東日本大震災の復旧・復興
液状化等被害住宅再建支援金(総務費・市民安全課) 4900万円

平成23年度に引き続き、東日本大震災により液状化などの被害にあった住宅の地盤を復旧した世帯などに支援金を交付します。

◎被災者民間賃貸住宅家賃補助金(土木費・建築住宅課) 2880万円
平成23年度に引き続き、東日本大震災により自ら所有し居住していた住宅が被害を受け、市内の民間賃貸住宅への入居をされた市民に家賃を補助します。

◎被災住宅修繕費支援金(土木費・建築住宅課) 3240万円
平成23年度に引き続き、東日本大震災により自ら所有し居住していた住宅が被害を受け、その住宅の修繕を行った市民に支援金を交付します。

◎保育園・幼稚園の放射能対策(民生費、教育費・保育課) 4102万円
市立、私立保育園・幼稚園の建物も含めた施設全般の放射線量低減対策を行います。

◎公園の放射能対策(土木費・公園緑地課) 6060万円
放射線量の高い公園について、草刈や集草、土壌の削り取りなど総合的な放射線量低減対策を行います。

◎小・中学校プールの放射能対策(教育費・学校教育課) 26万円
小・中学校のプールの放射能汚染の影響について安全性を確保するため、水中に含まれる放射性物質の測定を行います。

◎農産物の放射能対策(農林水産業費・農政課) 21万円
我孫子市産農産物などの安全確保のため、農産物に含まれる放射性物質の測定を行います。

◎手賀沼課 1000万円
住宅用太陽光発電システムを設置する住宅の所有者に補助金を交付します。

◎ジャパンバードフェスティバルの開催(衛生費・手賀沼課) 270万円
「人と鳥の共存」をテーマに、今年も11月に開催します。

◎市民の森維持管理(土木費・公園緑地課) 4844万円
中里市民の森の国有地部分約8400m²を取得し、一体的に保全・活用していきます。

◎重点プロジェクト①
「手賀沼をはじめとする我孫子ならではの自然を大切に、環境にやさしく暮らしをめぐむまちづくり」
住宅用太陽光発電システム設置への支援(衛生費)

◎重点プロジェクト③
「みんなが安全にくらせるまちづくり」
地域防災計画の修正(総務費・市民安全課) 1088万円

東日本大震災で明らかにした課題や教訓を踏まえながら、県の計画とも整合を図り、情報の収集・伝達のあり方や、災害対策本部・支部のあり方、職員の動員配備、自助・共助・公助のあり方などの課題について検討し、計画に反映させるとともに、市外からの避難者や市外の被災地に対する支援、計画停電や原発事故への対応などを新たに盛り込み、より実効性の高い計画を策定します。

◎災害予防・初動対策(総務費・市民安全課) 669万円
雨量観測機を設置するとともに、地震ハザードマップ解析を行って、新たな防災マップを作成し、市民に配布します。

◎重点プロジェクト②
「我孫子の資源をいかし、豊かな地域を創りだす活力あるまちづくり」
企業が進出しやすい環境の整備(商工費・商工観光課) 160万円
企業が進出しやすい環境の整備や支援策を策定するため、企業意向調査を行います。

4月1日から市役所の課の配置を変更 放射能対策室が庁舎分館に移転

4月1日から西別館4階に配置されていた「放射能対策室」と「手賀沼課」が、庁舎分館に移転し、これに伴いクリーンセンター以外の「環境経済部」のすべての課は、庁舎分館に配置されました。

また、西別館の「障害福祉支援課」は2階から4階へ。「保育課」は1階から2階へ。「子ども相談課」は3階から1階へ移転し、西別館はすべて福祉部門の課になります。

地域整備課は、本庁舎2階から東別館1階に移転し、東別館に都市部・建設部の課がすべて配置されました。なお、「監査委員事務局」は、西別館4階から本庁舎2階に移転しました。

☑ 施設管理課(旧管財課)・内線266

コンビニ納付がスタート (4月から市税・各種料金)

市税や各種料金が、4月からコンビニエンスストアで支払えるようになります。手数料はかかりません。(利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面参照)

◎納付できる市税・料金…市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産)、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)

注意事項 次の納付書はコンビニエンスストアで納付できません(金融機関などをご利用ください)
○一枚あたり30万円を超える納付書
○納期限を過ぎた納付書
○汚れなどでバーコードが読み取れない納付書
○バーコードのない納付書

※コンビニエンスストアで納付できるのは、平成24年4月以降に賦課される分で、納付書にバーコードが印字されたものに限りです。

☑ 収税課・内線341、342

固定資産税の通知書の書式が変更

固定資産税の納税通知書の書式(下図)が4月から変更になります。納税通知書の発送は、4月10日ごろになります。☑ 課税課・内線403

固定資産税・都市計画税納税通知書

課税明細

1枚の紙(A4より少し大きい)

これまでは、納税通知書・課税明細と納付書が、ホチキスで綴じられていました。これからは、納税通知書と課税明細が1枚の紙に印刷され、納付書は、4枚が綴じられずに同封されます。